

「瑞浪市子ども発達支援センターぽけっと」事業概要

通所支援事業所 ……児童福祉法 岐阜県より指定

<運営方針>

対象児の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう、対象児の発達の特性や生活環境等に応じて、日常生活における基本的な動作の支援、集団生活への適応支援を適切に行う。

- ◇「児童発達支援」……乳幼児対象(0～6歳)
- ◇「放課後等デイサービス」……学齢児対象(児童発達支援修了児 1～3年生)
- ◇「保育所等訪問支援」……幼児対象
- ◎ 体験学習・行事・親の会活動

<定員> 1日20人

<職員体制>

職 種	人 数
管理者・児童発達支援管理責任者(兼務)	1名
保育士	4名(内非常勤1名)
児童指導員(社会福祉士、教員免許)	3名(内相談室兼務1名)

相談支援事業所 ……児童福祉法 障害者総合支援法 瑞浪市より指定

<運営方針>

対象児の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう、対象児の発達の特性や生活環境等に応じた利用計画を作成する。利用計画作成においては、対象児の発達、保護者の願い、環境、利用できるサービス等を考慮して、対象児の実態や生活に沿った計画を作成する。医療、福祉、保健、保育、教育等の総合的なサービスの提供ができるように関係機関と連携する。

◇「発達相談」

- ◎電話相談
- ◎来所相談
- ◎訪問相談(園、子育て支援センター等)

◇「計画相談」 指定障害児相談支援・指定特定相談支援……児童対象(18歳まで)

- ◎障害児支援利用計画作成 ⇒児童発達支援、放課後等デイサービス等、通所支援利用の際に必要
- ◎サービス等利用計画作成 ⇒短期入所等、障害福祉サービスの利用の際に必要

<職員体制>

職 種	人 数
管理者・相談支援専門員(兼務)	1名
相談支援専門員	1名(通所支援指導員兼務)
相談員	2名(非常勤)